

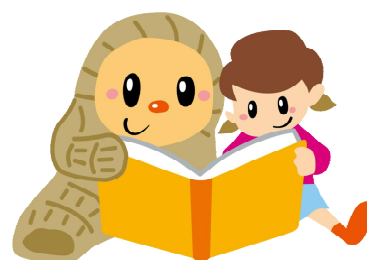
令和 8 年度  
与那原町教育委員会 生涯学習振興課

# 放課後子ども教室

(きら☆きらり子ども教室)



登録申請はコチラ！



## ☆放課後子ども教室とは？

「地域の子どもたちは地域で育てる」を目的に、地域の大人たち（ボランティア）の協力のもと、子どもたちが自主的に過ごす「居場所」を提供する事業です。

与那原町教育委員会 生涯学習振興課が、学校と地域と連携し、放課後の空き教室を活用して事業を行っています。

令和 8 年度は、子どもたちの見守りに加えて、地域人材を活用した講座を計画しています。

与那原町教育委員会 生涯学習振興課  
(☎098-871-9981)

◆◆◆◆◆令和 8 年度 与那原町放課後子ども教室 申込案内◆◆◆◆◆

【期間】

令和 8 年 5 月 11 日～令和 9 年 2 月末頃まで

【日時】

毎週月・水・金曜日の週 3 回 帰りの会終了後～午後 5 時  
地域の方による講座（ダンス・三線・琉舞・卓球・手話・クッキング）  
ゆ～たいむ（ボランティア見守りのもとで自由に過ごします♪）  
※日時は変更になる場合があります

【場所】

与那原小学校 コミュニティールーム/与那原東小学校 地域連携室  
※講座によって、場所の変更があります

【休室】

- ・学校都合で下校時間が早くなったとき（短縮授業、台風時など）
- ・学校の行事などで指定の教室が使えないとき
- ・夏休み、秋休み、冬休み期間
- ・講師やボランティアの都合がつかないとき

【対象】

与那原小学校、与那原東小学校に通っている児童

【料金】

年間 2,500 円（保険料・受講代・道具代）  
※クッキングは別で 500 円（材料費）がかかります。

【申込期間】

令和 8 年 4 月 13 日(月)～24 日(金)  
※申込期間を設けていますが、人数にゆとりがあれば随時受付します

【申込方法】

- ・右の QR コード（LOGO フォーム）で申込
- ・生涯学習振興課窓口で直接申込  
（平日 9：00～16：30※12：00～13：00 除く）



【連絡先】

・与那原町教育委員会 生涯学習振興課（☎098-871-9981）



# ※※※必ずお読みください※※※

## 1. 注意事項

- ①万が一の事故や急病にそなえて、生涯学習振興課（☎098-871-9981）や町コミュニティーセンター（☎098-835-8220）からの電話には必ずご対応ください
- ②緊急時には、児童の引き取りをお願いすることがあります。  
すぐに迎えに来られない場合は、代わりに引き取りをお願いできる方（親族など）を事前に決めておいてください。
- ③放課後子ども教室は、児童たちが楽しく、安全に放課後を過ごすための場所です。  
教室での約束を守り、他の児童の安全を妨げないよう、各ご家庭でもご指導をお願いします。  
他の児童の安全が確保できないと講師やボランティアが判断した場合は、教室からの退出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- ④放課後子ども教室は、児童を預かる事業ではありません。  
参加中に一定時間以上教室から離れた場合は、退室し帰宅したものとみなしますので、ご了承ください。また、児童が自主的に帰宅する場合も、教室側で引き留めることはありません。
- ⑤放課後子ども教室は、学校のルールに準じます。  
ゲーム機やカードゲーム、その他遊具や高価な物品の持ち込み、部活動用のボールの持ち込みや使用、一度帰宅して自転車で来ることは禁止です。
- ⑤通学している小学校以外の放課後子ども教室には参加できません。
- ⑥部活やスポーツ少年団等で保険に加入していても、必ず教室の保険に加入していただきます。
- ⑦放課後子ども教室について質問がある場合には、生涯学習振興課（☎098-871-9981）までお問合せください。

## 2. ケガや病気になった場合の対応

安全には十分に配慮しますが、子ども同士が遊ぶ中でのケガは避けられないことがあります。

万が一の事故や急病の場合には、保護者（または緊急連絡先）に連絡します。速やかなお迎えのご協力をお願いします。ケガや病気の程度に応じて手当を行ったり、医療機関を受診させるなどの処置をすることがあります。

保護者や緊急連絡先と連絡が取れない場合は、講師やボランティアスタッフ、担当職員の判断により、医療機関を受診させることがあります。あらかじめご了承ください。

※基本的に、ボランティアスタッフは医療行為を行えませんが、ケガや症状に応じた手当をすることがあります。

例）熱中症が疑われる場合に経口補水液を飲ませる・擦り傷、打ち身の軽傷は冷やす等

※インフルエンザなどににかかったときは、学校への通学が許可されるまで参加できません。

※教室参加中や帰宅のケガで医療機関にかかった場合、保険で対応できます。

◇◆◇◆◇放課後子ども教室・児童館・学童クラブの違い◆◆◆◆◇

	放課後子ども教室	児童館	学童クラブ
事業目的	地域のボランティアスタッフで、児童たちの安心・安全な「居場所」を提供する事業	18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子ども達を心身ともに健やかに育成する場所	保護者が就労等により放課後の時間帯に監護ができない子どもを対象に、指導員が保護者に代わって、生活指導や育成をする場所
活動時間	<u>月・水・金 開催予定</u> 帰りの会終了後～午後5時 (2時間程度)	月～土 午前10時～午後6時 ※祝日・第4土曜日休館	学童クラブごとに異なる
対象児童	実施小学校に通学する児童 ※定員は状況によって変動	町内在住の子どもたち (0～18歳未満) 5歳未満は保護者同伴	町内在住の児童 利用要件・定員：あり
事前登録	必要	必要	必要
費用	年間2,500円 <u>クッキングは別途500円追加</u>	費用負担なし(行事等除く)	保育料やおやつ代等の負担あり(1年生の平均月額13,500円)
参加方法	帰りの会終了後、直接学校内の指定教室に来て参加 一度帰宅してからの参加も可 ※受付制	各自来館 ※必ず一度帰宅すること	学童クラブごとに異なる
児童への対応	子どもたちは自主的に過ごします。 <u>お子さんをお預かりする事業ではありません。</u> 基本的に、生活指導や育成は行いません。	来館自由ですが、お子さんをお預かりする施設ではありません。 必ず保護者と来館する約束をして利用をお願いします。	指導員が指導計画等に応じて適切な遊びを与えながら、育成を行います。また、子どもたちの出欠確認を行います。
指導者	地域ボランティア	児童厚生員	放課後児童支援員
問合せ先	生涯学習振興課 (871-9981)	子育て支援課 (945-6520)	

